



各 位

2005年10月19日

株式会社インプレスホールディングス
代表取締役社長 塚本 慶一郎
(コード番号 9479 東証1部)

第6回新株予約権の発行及び 行使特約条件付き買取契約締結(エクイティ・ファシリティ契約)に関するお知らせ

2005年10月19日開催の当社取締役会において、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店(東京都港区、以下:ゴールドマン・サックス証券会社)を割当先とする第6回新株予約権の発行及び、証券取引法による届出の効力発生後に、ゴールドマン・サックス証券会社との間で、下記の内容を含む新株予約権の行使特約条件付き買取契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権の発行及び買取契約締結の理由

当社は、中期経営戦略の柱として外部成長を掲げ、専門性の高い優れたコンテンツを保有する企業、メディア技術及びメディア業務ソリューション等をはじめとしたメディアプラットフォームに強みのある企業等を対象に積極的なM&Aを推進し、企業価値の向上を図る方針であり、将来的に発生しうる資金需要に対し調達手段の多様化を検討してまいりました。

当社の資金調達の基本方針といたしましては、健全な財務体質の維持、資本効率の向上、株式価値の希薄化等への十分な配慮に加え、調達コスト、スピード等の諸条件を総合的に検討し、ローンによる調達とエクイティ・ファイナンスによる調達を組み合わせ、市場環境に応じた最適な調達手段を選択していきたいと考えております。この度の新株予約権の発行及び買取契約の締結につきましては、本新株予約権が発行より一定期間経過後は行使価額が修正される行使促進型のスキームである一方で、一般的な行使価額修正型新株予約権及び新株予約権付社債と異なり、当社が新株予約権の権利行使について一定の制御を行える権利を保有しております。これにより、当社は、今後の資金需要の発生時に、株価水準、株式の流動性等の市場環境、エクイティファイナンスとローン等のデットファイナンスの双方を含むその他の資金調達手段との調達コストその他の点での優位性、資金調達の機動性等を総合的に検討したうえで、本新株予約権の権利行使による資金調達が当社にとって最も有効な資金調達手段であると考えたときにのみ新株予約権の行使を許すことができ、既存株主の皆様への影響に配慮すると同時に、資金需要に応じた資金調達手段及び資本政策の柔軟性が確保できることから、有効な資金調達手段の一つとして導入を決定いたしました。この手法はローン・ファシリティの株式版と言えるものでエクイティ・ファシリティ契約と呼ばれます。

ご注意:この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

エクイティ・ファシリティ契約について

当社は、ゴールドマン・サックス証券会社に対し、権利行使請求期間約2年間(2005年11月14日~2007年11月9日)の新株予約権1,000個(全数権利行使時の払込金額約100億円)を第三者割当の方法で発行いたします。ただし、実際の権利行使につきましては、一部の期間(*1)及びある一定の条件下(*2)を除き、M&A資金等の資金需要の発生時に、当社がゴールドマン・サックス証券会社に対し、権利行使可能な新株予約権の個数、権利行使の開始及び終了を通知、同社は当社の通知の範囲内で、自己の裁量で権利行使を行います(*3)。また、当社は、権利行使請求期間中、何度でも権利行使の機会を設定することができます。なお、権利行使時の行使価額につきましては、当初の行使価額を63,735円とし、2005年11月21日以降は、当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(VWAP)の90%を基準に修正されますが、31,868円(当初の権利行使価額の50%)という下限行使価額が設定されております。

(*1)当社は、当社の未公表の重要事実等がある場合には、権利行使の開始を通知することができません。

(*2)2007年3月期の中間決算短信を公表した翌日から5営業日間は、当社の通知に関らず、ゴールドマン・サックス証券会社の裁量で、10個を上限に新株予約権の権利行使が可能です。

(*3)当社が新株予約権の行使を許可した場合であっても、新株予約権の行使は、ゴールドマン・サックス証券会社の裁量によってなされますので、本エクイティ・ファシリティ契約によって、当社の資金調達が約束されているわけではありません。

新株予約権の権利行使に伴う情報開示について

当社がゴールドマン・サックス証券会社に権利行使の開始及び終了の通知を行う場合、事前にTDNetを通じたプレスリリースを行うとともに、権利行使終了の通知を行った場合、速やかに権利行使の結果についてプレスリリースを行います。

第6回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社インプレスホールディングス第6回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権者が本新株予約権を行使した場合に、当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に10,000,000円を乗じ、これを行使価額(以下に定義する。)で除した数とし、1株未満の端数は切捨てる。各本新株予約権の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、当該株式数を行使請求に係る本新株予約権の数で除した数とする。
 - (3) 本新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数は、第3項記載の本新株予約権の総数に10,000,000円を乗じ、これを行使価額(以下に定義する。)で除した数(1株未満の端数は切捨てる。)を上限とし、当初の上限株式数は、156,899株とする。

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

3. 新株予約権の総数 1,000 個
4. 新株予約権の発行価額 本新株予約権 1 個当たり 50,000 円(発行総額 50,000,000 円)
5. 申込期日 平成 17 年 11 月 11 日
6. 払込期日 平成 17 年 11 月 11 日
7. 募集方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をゴールドマン・サックス証券会社東京支店に割当てる。
8. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初 63,735 円とする。

9. 行使価額の修正

平成 17 年 11 月 21 日以降、第 18 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前日まで(当日を含む。)の 3 連続取引日(ただし、取引日は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の VWAP の平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が 31,868 円(以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第 10 項の規定を準用して調整される。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はそ

ご注意：この文書は、当社が第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、株券の交付については第 19 項の規定を準用するが、端株券は発行しないものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 100 分の 1 株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号ただし書の場合は株主割当日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、当社が第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

11. 新株予約権の行使請求期間

平成17年11月14日から平成19年11月9日(第13項各号に従って本新株予約権の全部または一部が消却される場合には、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日の翌営業日)までとする。

12. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、商法第280条ノ36の規定に従って通知し、かつ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権1個当たり50,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、商法第280条ノ36の規定に従って通知し、かつ(本新株予約権証券が発行されている場合は)公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権1個当たり50,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部を消却する。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求があるときに限り、本新株予約権証券を発行するものとする。

16. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果、1円未満の端数を生じるときはその端数を切上げた額とする。

17. 期中に新株予約権の行使があった場合の取り扱い

本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が10月1日から3月31日までの間になされたときは10月1日に、4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第11項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書及び(発行されている場合は)本新株予約権証券の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。

20. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社本店

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

21. 払込取扱場所

香港上海銀行東京支店

22. 新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

当社が第7項記載の割当予定先であるゴールドマン・サックス証券会社東京支店との間で締結する本新株予約権の買取契約中の特約条項により、割当予定先は、同契約に定める一定期間に本新株予約権10個を上限として任意にこれを行行使できるほかは、当社の許可なく本新株予約権を行行使できないとの制限が付されていること、同契約により当社は平成19年10月9日の営業時間終了時点における本新株予約権の未行使分につき割当予定先の請求により1個当たり40,000円で買取る義務があること、その他本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を50,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第8項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成17年10月19日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を5%上回る額とした。

23. その他

- (1) 商法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【ご参考】

1.資金調達の用途

(1)資金調達の用途

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額を含めた差引手取概算額は、10,042百万円です。但し、上記金額は、当初の行使価額で全ての新株予約権が行使された場合の概算額であり、実際の差引手取概算額とは異なる場合があります。なお、調達資金につきましては、専門性の高い優れたコンテンツを保有する企業、メディア技術及びメディア業務ソリューション等をはじめとしたメディアプラットフォームに強みのある企業等を対象とした、既存事業及び新規事業拡大のための事業買収及び提携投資等に全額充当する予定であります。

(2)前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3)業績に与える見通し

本新株予約権の発行が、当社の個別及び連結業績予想に与える影響は軽微です。

2.株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、グループ全体の財務体質の強化と新規成長投資のための内部留保を総合的に勘案し、配当、利益成長に応じた株式分割、自己株式の買入等具体的な施策を決定いたします。なお、これまで内部留保の充実を最優先し、利益配当を実施していませんでしたが、当期(2006年3月期)より収益状況に応じた利益配当を実施する予定です。

(2)配当決定の考え方

当期は、当社(個別)の当期純利益の20%を配当性向の基準に連結業績見通しを加味し、1株当たり116円67銭の期末配当を予定しています。

(3)内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、事業拡大のための新規成長投資、財務体質の強化等に備えます。

(4)過去3決算期間の配当の状況

財務体質の強化と新規成長投資のための内部留保の充実を優先したため、配当は行っていません。

(5)潜在株式による希薄化情報

本新株予約権が当初の行使価額(63,735円)で全て権利行使されたと仮定した場合、2005年10月19日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は42.2%です。また、本新株予約権が下限行使価額(31,868円)で全て権利行使されたと仮定した場合、2005年10月19日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は84.3%です。

3.過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

(1)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	2003 年 3 月期	2004 年 3 月期	2005 年 3 月期	2006 年 3 月期
始値	106,000 円	41,700 円	146,000 円	121,000 円
高値	106,000 円	237,000 円	212,000 円	320,000 円 130,000 円
安値	39,050 円	41,200 円	106,000 円	112,000 円 60,200 円
終値	42,900 円	145,000 円	121,000 円	60,700 円
株価収益率	-倍	-倍	48.4 倍	-倍

(注) 1. 2006 年 3 月期の株価については、2005 年 10 月 19 日現在で表示しています。

2. 印は、株式分割(1:3)による権利落後(2005 年 6 月 27 日以降)の株価です。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2003 年 3 月期、2004 年 3 月期につきましては、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4. 本新株予約権の割当予定先の概要

(2005 年 9 月 30 日現在)

割当予定先の名称	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店	
割当新株予約権数	1,000 個	
払込金額	50,000,000 円	
割当先の内容	本店所在地	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
	代表者の氏名	社長 持田 昌典 社長 トーマス・K・モンタグ
	資本の額	643 億円
	事業の内容	証券業
	大株主	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク 100%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数: なし 割当予定先が保有している当社の株式の数: 12 株
	取引関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません

5. 本新株予約権発行日程(予定)

2005 年 10 月 19 日	新株予約権発行決議取締役会
	有価証券届出書提出
2005 年 10 月 20 日	新株予約権発行取締役会決議公告
2005 年 10 月 27 日	有価証券届出書効力発生日
	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店との買取契約締結
2005 年 11 月 11 日	申込期日
2005 年 11 月 11 日	払込期日
2005 年 11 月 14 日	新株予約権行使請求開始日
2007 年 11 月 9 日	新株予約権行使請求終了日

ご注意: この文書は、当社が第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6.その他

当社の代表取締役であり大株主である塚本慶一郎は、権利行使の請求期間において割当予定先への貸株を行いません。また、本新株予約権の割当予定先であるゴールドマン・サックス証券会社東京支店は、本新株予約権に関して、当社の普通株式の空売りを目的とする借株については、本新株予約権の行使によって取得することとなる当社の普通株式数を超えては行わないことになっています。

以上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社インプレスホールディングス 社長室 広報担当

Tel: 03-5275-9010 / E-mail: release@impressholdings.com

URL: <http://www.impressholdings.com/>

ご注意：この文書は、当社が第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表分であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。